

生駒市条例第19号

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

生駒市企業立地促進条例（平成24年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 奈良県未来投資促進基本計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第1項に規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けた奈良県未来投資促進基本計画をいう。

第2条第2号を削り、同条第3号中「奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画」を「奈良県未来投資促進基本計画」に、「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地」を「地域経済^{けん}牽引事業の促進」に改め、同号イを次のように改め、同号を同条第2号とする。

イ 学研生駒テクノエリア

第2条第4号を削り、同条第5号中「対象業種である製造業」を「製造業（日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。